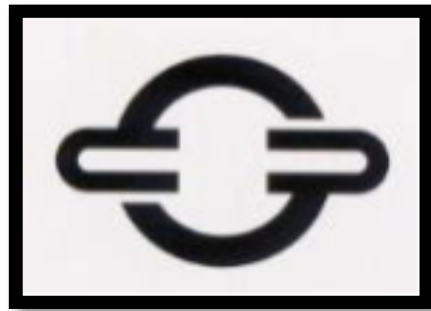


利根町立中学校に係る部活動の活動方針



令和元年 9 月一部改正

令和元年 9 月

利根町教育委員会

目次

第1	「利根町立中学校に係る部活動の活動方針」策定の趣旨	1
第2	新たな部活動に向けての町活動方針	3
1	学校教育の一環としての部活動の適切な運営	3
2	適切な部活動の運営のための体制整備	4
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	6
4	適切な休養日等の設定	9
5	生徒のニーズを踏まえた環境の整備	12
6	学校単位で参加する大会等の見直し	14
7	その他	15

参考資料

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- 茨城県部活動の運営方針（令和元年7月 茨城県教育委員会）
- 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
- 望ましい運動部活動の在り方（平成25年4月 茨城県教育庁保健体育課）
- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」（平成29年12月 公益財団法人日本体育協会 ※）
- 熱中症予防ガイドブック（平成30年7月 公益財団法人日本スポーツ協会）
- 茨城県の総合型地域スポーツクラブ一覧
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
- (※) 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

第1 「利根町立中学校に係る部活動の活動方針」策定の趣旨

- 「利根町立中学校に係る部活動の活動方針」(以下、「町活動方針」という。)は、本町における公立中学校(以下、「学校」という。)の部活動を対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、
 - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力・態度の育成を図ること
 - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- ◇ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- ◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）」(以下、「運動部活動ガイドライン」という。), 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「文化部活動ガイドライン」という。), 茨城県部活動の運営方針（令和元年7月 茨城県教育委員会）(以下、「県運営方針」という。) 並びに「町活動方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

- 利根町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「町活動方針」に基づく学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

第2 新たな部活動に向けての町活動方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力・態度を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

- ◇ 教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」に則り、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ◇ 校長は、「県運営方針」並びに教育委員会が定める「町活動方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（1）部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

イ 教育委員会は、部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、必要に応じて中学校に対して支援を行う。

（2）部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 教育委員会、学校は、競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

オ 中学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDC Aサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

(2) 部活動用指導手引の活用

部顧問は、茨城県中学校体育連盟から配付される中央競技団体又は文化庁活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、3(1)に基づき指導を行う。

(3) 部活動における熱中症事故の防止について

ア 町教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

イ 高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

◇ 文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。
(平日は1日以上、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。
週末に大会参加等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日(平日でもよい。)に振り替える。)
※ 休養日を振り替える場合は、原則、活動した日の前後1週間以内に振り替えることとする。(以下、休養日を振り替える場合は同じ扱いとする。)
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。長期の休養期間を設定することで、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにする。
 - ・夏季休業中 8月13日から8月15日(学校閉庁日の3日間)
 - ・冬季休業中 12月27日から1月3日(学校閉庁日、休日等の8日間)※ 長期の休養期間中に大会等がある場合は、学校長の許可を得て参加することも可能だが、その場合は、休養日を振り替える。
また、参加する生徒は、保護者より参加承諾書等の提出があった生徒のみとする。
- 茨城県民の日の11月13日を部活動休養日とする。

- 中間考査及び期末考査前は、3日以上前から休養日を設ける。
生徒が中間考査及び期末考査に向けて、集中して学習に取り組むことができるよう、十分な時間を確保し、学習の成果を存分に発揮できるようにする。

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
1週間の活動時間が16時間未満、1か月の活動時間が64時間未満とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休業日に大会に参加したり練習試合等を行ったりして、3時間の活動時間を超えてしまった場合は、休養日を他の日（平日でもよい。）に振り替える。
※ 休業日における活動時間「3時間程度」とは、生徒の健康面を考慮した「本練習等に係る時間」と考え、準備や片付け、本練習前後のミーティング等の時間は含まれないこととする。

- 原則として朝の活動は行わないこととする。
心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障をきたすことがないように、放課後の限られた時間で活動していく。
※ 全国中学校体育大会（総合体育大会）及び県新人体育大会等の予選を含む試合等の1か月前からは、朝の活動を行ってもよいこととする。

- 全国中学校体育大会（総合体育大会）及び県新人体育大会等の予選を含む試合等の前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、校長のリーダーシップの下、大会前強化期間等を設けるなど、休養日及び活動時間の調整を行ってもよいこととする。
 - ・ 1か月前から：朝の活動を行ってもよいこととする。
 - ・ 1週間前から：平日及び週末の休養日に活動してもよいこととする。
（休養日の振替は行わなくてよい。）
 ※ 朝の活動に参加する生徒は、保護者より同意を得た生徒とする。

- 校長は、2に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した「町活動方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。

その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

(2) 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしもこたえられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなどが考えられる。

(3) 地域との連携等

教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等（以下、「大会等」をいう。）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

- 中学校の部活動が1年間に参加する大会数の上限の目安を16とする。
教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、中学校の部活動が1年間に参加する大会数の上限の目安等を定める。
- 校長は、教育委員会が定める中学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 その他

(1) 外部指導者について

外部指導者については、校長が人格・指導面において優れていると認めた人物とし、詳細については、学校における「学校の部活動に係る活動方針」等において、別に定めることとする。